

長崎県議会におけるハラスメントを防止するための条例に基づく取組状況の公表

1 令和7年度の研修実施状況

日時	令和7年12月17日(水) 13時00分～14時00分
演題	信頼される議会のための ハラスメント防止研修
講師	長崎県弁護士会 弁護士 加藤 貴大 氏
参加人数	30名/44名(R7.12.17 現員数)

2 長崎県議会ハラスメント専門相談窓口対応状況

【令和7年度】

相談・助言					対応	
0件	パワハラ	セクハラ	マタハラ	その他	調査	被害防止措置等
	0件	0件	0件	0件	0件	1件 (※)

- (※)
- ・令和6年度に相談のあった件について令和7年度に調査を実施。
 - ・調査の結果、ハラスメントに該当しないものとして判断された。
 - ・調査の詳細はプライバシー保護のため、非公開とする。

【参考】条例について

「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」による地方公共団体の責務の趣旨を踏まえ、令和6年2月定例県議会で、県議会議員によるハラスメントを防止するために必要な事項を定めた「長崎県議会におけるハラスメントを防止するための条例」を制定しました。
ハラスメント防止条例
https://www.pref.nagasaki.jp/gikai/harasument_jyourei.html

3 条例に関する調査の実施

【目的】

長崎県議会におけるハラスメントを防止するための条例（以下「ハラスメント防止条例」）施行後の効果等について検証するとともに、今後のハラスメント防止の取組のさらなる充実に繋げることを目的として調査を実施。

【概要】

	県議会議員	県職員	合計
対象者	45人	6,031人	6,076人
回答者	36人	3,615人	3,651人
回答率	80.0%	59.9%	60.1%
対象期間	令和6年6月1日～令和7年2月28日		
実施期間	令和7年3月3日～令和7年3月17日		
実施方法	対象者が匿名で専用のアンケートサイトから直接回答		

【調査結果】

長崎県議会ホームページに公表

(参考:公表資料)

ハラスメント防止条例に関する調査結果(概要)

https://www.pref.nagasaki.jp/gikai/pdf/harasument_gaiyou.pdf

ハラスメント防止条例に関する調査結果

https://www.pref.nagasaki.jp/gikai/pdf/harasument_k.pdf